

平成28年9月1日  
防 衛 省

米軍再編に係る訓練移転（回転翼機及びティルト・ローター機等の  
沖縄県外への訓練移転）について

- 1 日米両政府は、平成25年10月3日付けの日米安全保障協議委員会（「2+2」）において「同盟の抑止力を維持しつつ、日本本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるための機会」を活用すると決定したこと等を踏まえ、回転翼機やティルト・ローター機の沖縄県外での訓練等の実施を進めてきました。
- 2 本日（9月1日）、日米合同委員会において、沖縄県外での訓練の一層の推進を図り、訓練活動に伴う沖縄の負担を軽減するため、AH-1、CH-53、MV-22オスプレイ等の現在普天間飛行場に所在する回転翼機及びティルト・ローター機等の訓練活動を沖縄県外に移転することとし、次のとおり合意しました。

【日米合同委員会合意概要】

(1) 訓練

- ア 移転される訓練は、日米共同訓練又は米軍単独訓練として実施される。
- イ 訓練は、日米両国による合意に従い、沖縄以外の日本国内又は米国の施政の下にある領域に移転される。

(2) 訓練移転年間計画

訓練移転年間計画は、日米間で調整の上、4月を目途に当該年度の計画を公表する。

(3) 経費負担

訓練移転は、日本政府の要請により、訓練活動に伴う沖縄の負担を軽減するため行われるものであることから、当該訓練移転に係る追加的な経費を日本国政府が負担する。

- 3 本合意に基づく訓練移転の個々の計画の具体的な内容については、日米間で調整の上、公表することとしています。

(以上)